

保護者と指導員が力をあわせて、 子どもが主体者の よりよい学童保育をつくりましょう

全国学童保育連絡協議会
事務局長
高橋 誠

共に「私たちの重点課題」に 取り組みましょう

二〇二二年一〇月一七日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、インターネットを介して全国八〇地点以上を結び、定期総会を開催しました。この定期総会で承認された、「二〇二一年度 活動方針」における「私たちの重点課題」では、つぎの四点（要約）をとりあげています。

①「国会請願」「一人ひとりの声を届けよう」に取り組み、「従うべき基準」の回復・拡大をはじめ、

全国どこでも誰もが安心して通える学童保育が国・自治体の責任で整備されることをめざします。

②「子ども・子育て支援新制度」の果たした役割を評価・分析し、課題を明らかにし、コロナ禍をふまえた学童保育制度の今後のあり方を考えます。

③ 指導員をめぐる諸課題の抜本的な解決に向け、指導員の「常勤・複数・専任」配置および正規職員配置の必要性をあらためて提唱するとともに、人員確保・定着に向けた方策を研究し、提言していきます。

④ コロナ禍のなか、いっそう求められる全国連協の役割を明確にしなが、組織強化を図っていきます。



以下、それぞれについて説明します。

◆①……厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」）において、当初は「従うべき基準」に位置づけられていた「放課後児童支援員」の原則複数配置は、「第九次地方分権一括法」の成立（二〇一九年五月）にともない、「参酌基準」に変更されました。これは、地域間格差が広がる要因となります。これは、子どもの「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行する動きです。私たちは、指導員の資格と配置基準を「従うべき基準」に戻すこと、そのほかの項目も「従うべき基準」にすることを求めて、「国会請願」「一人ひとりの声を届けよう」に取り組み、「全国的な一定水準の質」の実現・確保を求めていきたいと思います。

◆②……コロナ禍のなかで私たちは、学童保育の役割を果たすことが、子どもや保護者を支え、ひいてはその家庭を守ることにつながることをあらためてたしかめあいました。この間、学童保育に対する社会的認知が広がり、深まった一

方で、学童保育施策の脆弱さがあらためて浮き彫りになっています。コロナ禍においても、学童保育がその役割を果たすために必要な制度のあり方を考えあい、求めていきたいと思います。

◆③……国が設けた「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施している自治体は、いままお全体の約二割に留まっています。子どもが学童保育で充実した生活をおくるために、指導員の処遇改善は喫緊の課題です。学童保育の役割を果たすために、指導員の「常勤・複数・専任」配置および正規職員配置は必要不可欠であることについての社会的認知を広げ、深めていく取り組みをさらに進めましょう。

◆④……コロナ禍の影響で、多くの人々が対面で集うことが困難な状況がまだまだつづいています。人と人とのつながるために創意・工夫を凝らし、保護者会および学童保育連絡協議会の組織強化を意識した取り組みと、月刊『日本の学童ほいく』の活用および普及・拡大の取り組みを、

共に進めましょう。

「人と人とのつながり」を財産に

二〇二一年一〇月二三日・二四日、「第五六回全国学童保育研究集会」（以下、全国研）が開催されました。当日は、残念ながら二〇二〇年に中止となっていた「第五五回全国学童保育研究集会」の開催地・山形からつぎのようなビデオメッセージが寄せられました。

〔第五五回全国研を〕開催ができず、残念でありましたが、準備をするなかでたくさんの方、たくさんの方、たくさんの方の関わりで築いた『つながり』という大切な財産を得ることができました。今年、『全国どこでも開催地』『やってよかったと思える全国研を全国で！』。開催に向けて準備を重ねてきた、すべての皆さんに拍手を！

私たちは、全国研全体会の記念講演で石原剛志先生がおっしゃられていた、「前例のない課題」のまさに渦中にいます。しかし、私たちはこの間、「コ

ロナ禍の厳しい状況のなかであっても、できることはなにか」を共に考え、知恵を出しあいながら、あきらめることなく、歩みを止めることなく、改善に向けた運動を進めてきました。

オンラインを活用して、二〇二一年六月～九月にかけて「第四六回全国学童保育指導員学校」を予定どおり全国一〇会場で開催し、第五六回全国研を開催できたのも、そうした取り組みの成果の一つです。

先に紹介した山形からのメッセージでも語られたように、私たちの財産は、これまで培ってきた「人と人とのつながり」です。このつながりを糧に、保護者・指導員それぞれが主体者として、子どもにとってよりよい「生活の場」を保障するための取り組みを進めていくことが大切です。

これまでに私たちががつくりあげてきた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」をおおいに活用し、「基準省令」国の「放課後児童クラブ運営指針」も足がかりに、今後、学童保育の社会的認知を広げ、国・自治体の公的責任を求める取り組みを進めていきたいと思います。